特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	重度心身障害者医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、重度心身障害者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年8月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	重度心身障害者医療費の助成に関する事務
	徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者の保健の向上に寄与し、もってその福祉の増進を図ることを目的とし、医療費の一部を助成する事務を行っている。
②事務の概要	徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 ②医療費の助成の実施に関する事務 ③受給者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ④受給者証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 ⑤医療費助成に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 番号連携システム 中間サーバーシステム 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル	L名
重度医療受給者台帳ファイル	L
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別 表第一の2の項
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第3条
5. 評価実施機関におけ	- る担当部署
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152
請求先	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ
連絡先	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価美別されている。	他機関については、それそ	· 化里点垻日評価·	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細か記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない戦員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	フークシステムをご	重じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		נ ז	人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	「マイナンバー利田専務におけ] +スマイナンバー 巻続	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット		
判断の根拠	照会によりマイナンバーを取得	导するのではなく、申請	事物にほる頃間間ながれている。 情者からのマイナンバー取得の徹底をしている。ま 鍵付きキャビネットに保管している。		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]	全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情ででに使用されるリスクへの対策は使用等のリスクへの対策があり、クーの対策があるリスクへの対策があるリスクへの対策がある。 システムを通じて目的システムを通じて不正い、滅失・毀損リスクへ	報との紐付けが行われるリスクへの対策 スクへの対策 対策 (を話や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	照会によりマイナンバーを取得	导するのではなく、申請	事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット 情者からのマイナンバー取得の徹底をしている。ま 鍵付きキャビネットに保管している。		

変更簡所

変更箇別	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月30日	平成27年12月25日	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	I -1 ②事務の概要	徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者の保健の向上に寄与し、もってその福祉の増進を図る事を目的とし、医療費の一部を助成する事務を行っている。 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (1) 医療費助成を受ける為の認定申請及び更新時の受給者を要件の確認(居住地要件、障害要件、所得要件等) (2) 受給者の他の法令による公費負担医療制度利用状況の確認 (3) 受給者の医療保険者からの療養費等支給状況の確認 (4) 償還給付される医療費の審査及び受給者への支払い (6) 領報的投資によるに要費の審査及び医療機関等への支払い (6) 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会(未定)	徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 () 医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 (2) 医療費の助成の実施に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	I-1 ③システムの名称	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 番号連携システム(未定) 中間サーバーシステム(未定) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー)システム(未定)	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応ンステム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー)システム(未定) 番号連携システム(未定) 中間サーバーシステム(未定)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	I-3 法令上の根拠	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例(未定) 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(改正のため未定) 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(改正のため未定)	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律施行条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助 成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助 成に関する条例施行規則	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	I-4 ②法令上の根拠	番号法(第19条第14号) 独自利用事務に関する情報連携に係る委員会 規則(未定)	番号法(第19条第14号) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第14号 に基づき同条第7号に準ずるものとして定める 特定個人情報の提供に関する規則	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	I -5 ②所属長	障害福祉課長 日下 裕司	障害福祉課長 鈴田 善美	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	公表日	平成27年12月25日	平成28年7月1日	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	I-3 法令上の根拠	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助 成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助 成に関する条例施行規則	田ウ瓜(外9米界を4円) 信島市行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条例 信島市行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行細 則 信島市重度心身障害者等に対する医療費の助 成に関する条例 信島市重度心身障害者等に対する医療費の助 或に関する条例 信島市重度心身障害者等に対する医療費の助 対に関する条例 に関する条例	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	I -5 ②所属長	障害福祉課長 鈴田 善美	障害福祉課長 相原 祐二	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I-1-③ システムの名称	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー)システム(未定) 番号連携システム(未定) 中間サーバーシステム(未定)	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 番号連携システム 中間サーバーシステム 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー)システム	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成29年7月7日	I-3 法令上の根拠	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 徳島市行政手続における特定個人を識別する ための番号の利用等に関する法律施行細則 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助 成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助 成に関する条例施行規則	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第2条別表第一の2の項 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成29年7月7日	Ⅰ-4-① 実施の有無	未定	実施する	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成29年7月7日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法(第19条第14号) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第14号 に基づき同条第7号に準ずるものとして定める 特定個人情報の提供に関する規則	行政手続における特定個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号、徳 島市行政手続における特定個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行条例第2 条別表第一の2の項	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日年7年7日 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成29年7月7日	Ⅱ しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 一2.取扱者数 ーいつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
平成30年7月11日	I-5 ②所属長の役職名	障害福祉課長 相原 祐二	障害福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様 式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和1年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 一2.取扱者数 ーいつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 -②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号、 徳島市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律施行条例 第2条別表第一の2の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第9号、 徳島市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律施行条例 第2条別表第一の2の項	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月21日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 −5.評価実施機関における 担当部署 −①部署	保健福祉部福祉事務所障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月21日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -7. 特定個人情報の開示・ -7. 下利用停止請求 -請求先	德島市 総務部 総務課 情報公開担当770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援 係、障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171-5177-5513	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援 係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月22日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 -8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ -連絡先	徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援 係、障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援 係、障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月23日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和6年9月16日	I 関連情報 -3. 個人番号の利用 -法令上の根拠	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第2条別表第一の2の項 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例	番号法第9条第2項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第2条別表第一の2の項	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和6年9月16日	I 関連情報 -4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 -②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第9号、 徳島市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律施行条例 第2条別表第一の2の項	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第3条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和6年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和6年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 ー2.取扱者数 ーいつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和6年9月16日	IV リスク対策 -5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除(。) -不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和7年8月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 番号連携システム 中間サーバーシステム 共通基盤システム	事前	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和7年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和7年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 ー2.取扱者数 ーいつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバーが配入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	_	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
会和7年0日1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため
会和7年0日1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため